

令和 7 年 3 月 31 日付け鹿沼市告示第83号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに鹿沼市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 25 日

鹿沼市長 松井 正一

1 縦覧期間

自 令和 7 年 12 月 25 日
至 令和 8 年 1 月 8 日

2 縦覧場所

鹿沼市役所 経済部農政課 鹿沼市今宮町 1688 番地 1

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 7 年 1 月 8 日とする。
- (3) 意見書（様式自由）により鹿沼市経済部農政課に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。
なお、受付時間は、執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 鹿沼市地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和7年3月31日に策定されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

①地域計画区域からの除外

| No | 地域計画区域から除外する土地 | | 除 外 理 由 |
|----|----------------|--------|-----------------|
| 1 | 武子 | 1545番9 | 太陽光発電施設への転用 |
| 2 | 板荷 | 510-1 | 太陽光発電施設への転用 |
| 3 | 板荷 | 513-1 | 太陽光発電施設への転用 |
| 4 | 板荷 | 514-1 | 太陽光発電施設への転用 |
| 5 | 板荷 | 538番1 | 太陽光発電施設への転用 |
| 6 | 下沢 | 320 | 一般住宅敷地への転用 |
| 7 | 上石川 | 1768番1 | 農家住宅敷地拡張 |
| 8 | 藤江町 | 1427 | 駐車場用地・資材置き場への転用 |
| 9 | 藤江町 | 1428-2 | 駐車場用地・資材置き場への転用 |
| 10 | 藤江町 | 1429-2 | 駐車場用地・資材置き場への転用 |
| 11 | 中粕尾 | 417 | 太陽光発電施設への転用 |

②用途変更

| No | 地域計画区域内で用途区分を変更する土地 | | 変 更 理 由 |
|----|---------------------|-------|-----------------|
| 1 | 東大芦 | 532番2 | 農業用施設用地への変更（倉庫） |

③地域内の農業を担う者の一覧の変更

| No | 地区 | 属性 | 変更内容 |
|----|--------|-----------|--------|
| 1 | 南押原（北） | 基本構想水準到達者 | 一覧への追加 |
| 2 | 南押原（西） | 基本構想水準到達者 | 一覧への追加 |